

和歌山県剣道連盟会則

昭和27年4月1日制定

昭和49年	4月	1日	改正
昭和59年	4月	1日	改正
平成2年	4月	1日	改正
平成12年	3月	4日	一部改正
平成14年	3月	8日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	全部改正

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、和歌山県剣道連盟と称する。(以下「和剣連」という。)

(事務局)

第 2 条 本連盟の事務局は和歌山市に置く。

和歌山市田中町5丁目4-2

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本連盟は、公益財団法人全日本剣道連盟(以下全剣連といふ)定款第4条第1項第1号に基づく団体として、和歌山県の剣道、居合道及び杖道(以下「剣道等」といふ。)を統轄し、剣道等の普及振興、剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成及び地域社会の健全な発達に寄与するとともに、会員相互の親和を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全剣連及び公益社団法人和歌山県体育協会に加盟し、その活動への協力と事業の推進
- (2) 剣道等の普及振興のための大会及び稽古会等の開催
- (3) 剣道等の技術の研究及び指導
- (4) 剣道等の指導者育成を目的とする講習会、研修会の開催
- (5) 地域グループの育成強化
- (6) 他団体が行う大会、講習会、研究会の後援、協賛
- (7) 本連盟を代表して、全国、近畿地区等における大会及び講習会等に参加する選手、講習生、役員等の選出及び派遣
- (8) 会員の段級位審査(級位～五段まで)の実施及び称号審査受審者の推薦。
- (9) 功労者の表彰及び弔祭
- (10) その他目的を達成するため必要な事業

第3章 会 員

- (4) 会則及び諸規程の改廃
- (5) その他、必要事項
- (6) 議長は会長とする。会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長を議長とする。

2 会長は、必要あると認めるときは、臨時理事会を招集することができる。

(理事会の定足数及び決議)

- 第 18 条 理事会の決議は、理事の 3 分の 2 以上の者が出席し、その過半数をもって行う。但し、当該議事につき書面をもって予め意志を表示した者は出席とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、**第 17 条第 1 項第 4 号**の決議は、出席理事の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

- 第 19 条 会長が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(常任理事会)

- 第 20 条 第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、常任理事会にこれを準用する。この場合において規定中、「理事会」、「理事」及び「決議」とあるのは、それぞれ「常任理事会」、「常任理事」及び「承認」と読みかえるものとする。
- 2 **第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号**については、常任理事会の承認を経て理事会で決議するものとする。ただし、緊急を要する事項が発生し、理事会を招集するいとまのない場合は、常任理事会の決議により執行することができる。

(議事録)

- 第 21 条 この章の全ての会議は、議事録を作成し、これを事務局に保存する。

第 7 章 会 計

(運用経費)

- 第 22 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。
- (1) 入会金
 - (2) 個人年会費（五段以上で年齢 70 歳未満の会員）
 - (3) 加盟団体年会費
 - (4) 称号・段級位審査料及び登録料
 - (5) 委託事業費
 - (6) 寄付金及び協力金
 - (7) その他の収入

(事業年度)

- 第 23 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第 24 条 本連盟の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、常任理事会の承認を経て毎事業年度開始当初に、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

- 第 25 条 本連盟の事業報告および収支決算は、理事長が作成し、収支決算書については監事の監査を受け、常任理事会の承認を得て、毎事業年度終了後 3 か月以内に理事会の決議を得なければならない。

(特別会計)

- 第 26 条 本連盟は、常任理事会の決議を経て、特別の目的のためにする基金または、積立金を設けることができる。
- 2 前項の基金または積立金の目的及び管理並びに処分の方法は、各基金または、積立金ごとに理事会の決議を経て定める。

第8章 称号・段・級位および審査

- (称号および段級位)
- 第 27 条 剣道等に関する称号・段位及び級位は、すべて本連盟において統括する。
- (称号および段級位)
- 第 28 条 称号は、全剣連が定める『剣道称号・段位審査規則・細則実施要項』に基づいて会長が審議員会の決議を経て全剣連に推薦する。
- 2 五段までの段位は、全剣連が定める『段位審査規則・細則・実施要項』により和剣連が定める審査規程に基づいて審査する。
- 3 級位は、全剣連が定める級位審査規則により和剣連が定める審査規程に基づいて審査する。

第9章 顧問・相談役・審議員および名誉役員

- (顧問)
- 第 29 条 本連盟に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- (相談役)
- 第 30 条 本連盟に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- (審議員)
- 第 31 条 本連盟に審議員を置く。
- 2 審議員は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を構成し、本連盟の目的である剣道の基本理念、審査規程等について審議する。
- 4 審議員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (名誉役員)
- 第 32 条 本連盟において必要あるときは、理事会に諮り、名誉役員を置くことができる。

第10章 専門委員会

- (専門委員会)
- 第 33 条 本連盟に専門委員会を置く。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する規定は、別に定める。

第11章 事務局

- (事務局)
- 第 34 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長その他の職員で組織する。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。
- 4 事務局長以外の職員の選任及び解任は、会長が行う。

付 則 この規程は令和6年4月1日より施行する。